

2月18日(日)
石岡つくばねハーフマラソン

Live every moment!

開催に伴い交通規制がかかります

詳しくは市ホームページからご確認ください▶

☎ スポーツ振興課

TEL 43-1111 (内線 1443)



☑ 石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)

〒 315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

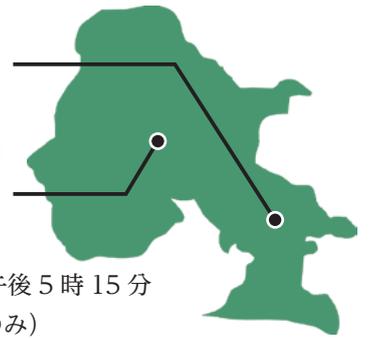
☑ 八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)

〒 315-0195

石岡市柿岡 5680 番地 1

開庁時間：☑～☑ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

認知症について

悩んでいませんか？

①なごみ処「睦」開催

▼認知症の人やその家族、地域住民や専門職など誰でも気軽に参加でき、ほっと一息つける場です。

今回は、新聞紙でエコバッグ作りをします。手を動かしながら、おしゃべりを楽しんで脳の活性化を図りましょう。

日時／1月24日(日)

午後1時30分～3時

場所／ふれあいの里石岡ひまわりの館 介護研修室

定員／20人(先着順)

申込方法／1月19日(金)までの

平日午前8時30分～午後

5時に電話またはファクス

で申し込み

②もの忘れ(認知症)相談会

▼認知症は誰でも発症する可能性がありますが、初期の

サインを見逃さず、適切な

対応を行うことで、進行を

遅らせることができます。

この相談会は、市内精神科

医療機関の精神保健福祉士によるものです。訪問での相談も受け付けています。秘密は厳守されます。

日時／1月17・24日・2月14日(☑) 午後1時30分～4時

場所／地域包括支援センター または自宅

申込方法／電話で申し込み

③認知症簡易チェックサイトを

を活用ください

▼パソコンや携帯、スマートフォンで簡単に認知症

チェックをしませんか？家族・介護者向けと、本人向け

を選択できます。個人情報

報の入力不要です。チェックサ

イトはこちら▼

※利用料は無料です(通信料は自己負担)。

共通事項

☑地域包括支援センター

TEL 35・1127

FAX 35・1132

石岡市動物の愛護及び管理に関する条例

▼この条例は令和5年9月14日に制定されました。

○主なポイント

・飼い主は、動物や、その周辺を清潔に保ち、悪臭、害虫等の発生を防止すること。

・犬の飼い主は、他人等に危害を加えないように、基本的には綱等でつなぐこと。また、みだりに繁殖することを防止するため、避妊去勢手術等の適切な処置に努めること。

・猫の飼い主は、屋内で飼うように努めること。また、屋外で行動できる方法で飼う場合には、みだりに繁殖することを防止するため、避妊去勢手術等の適切な処置に努めること。

ペットのふんや騒音によるご近所トラブルも発生しています。人と動物の調和のとれた共生社会に向けて、ふんなどの適切な管理にご協力ください。

☑本生活環境課

TEL 23・7301

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

空家バンクに

登録しませんか？

▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。使用する予定のない空家をお持ちの人はお気軽にご相談ください。

※空家の状況によっては、登録できない場合があります。

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

土の採取には

手続きが必要です

▼市内で土の掘削または切り取りをする際、その面積が500㎡または採取する土の量が500㎡以上となる場合は、土採取事業許可申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

心身に障がいがある人へ
自動車税減免申請の
出張窓口開設

▼県では、申請に基づき、普通自動車税、自動車取得税を減免しています。

日時／2月2日・3月1日

(金) 午前10時～正午・午後1時～3時

場所／本庁1階相談室

対象／身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳を持つている人のために使用する車

※減免申請は年間を通じて県

税事務所まで受付けています。

軽自動車の減免は、市税務課へお問い合わせください。

☎社会福祉課

Tel 23・5569

国保「医療費のお知らせ」
発行が年2回になります

▼これまで年5回・圧着ハガキでお送りしていた「医療費のお知らせ（医療費通知）」が、年2回・封書に変わります。令和5年1月から10月分の医療費が記載

された通知を2月上旬にお送りしますので、医療費控除の申告手続きなどにご利用ください。

※11月～12月分の医療費のお知らせは、3月下旬にお送りします。申告手続きには領収証をご利用ください。

☎保険年金課

Tel 23・5557

20歳になったら国民年金

▼国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。老後または病気やけがで障害が残ったときなど、人生の中で収入が得られにくい時期の生活を、公的にバックアップする年金制度です。

☎学生納付特例制度

▼申請により、在学期間中の保険料を、社会人になってからなど後から納める納付猶予の制度です。

対象／学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学

校（修業1年以上である課程）、その他教育施設などの在学者で、本人の前年所得が128万円以下の学生

☎納付猶予制度

▼申請により、学生以外の50歳未満の人が、支払いが困難な場合に、保険料納付が猶予される制度です。制度利用には所得条件があります。

※どちらの制度も、納付猶予期間は老齢基礎年金額への反映はしませんが、受給資格期間として算入されます。詳しくはお問い合わせください。

☎日本年金機構「ねんきんダイヤル」

Tel 0570・05・1165

☎Web口座振替受付サービス

1月から利用できる

金融機関が増えます

- ・茨城県信用組合
- ・中央労働金庫
- ・JA新ひたち野
- ・JAやさと

※詳しくは市ホームページをご覧ください

☎収納対策課

Tel 23・7296



広告掲載欄

くらし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

おしらせ

健康

イベント・催し